

豊中市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱

国民健康保険一部負担金の免除及び徴収猶予の取扱基準(平成 16 年 10 月 1 日施行)を廃止し、豊中市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱を制定する。

(目的)

第 1 条 この取扱要綱は豊中市国民健康保険条例施行規則(昭和 39 年豊中市規則第 17 号。以下「規則」という。)第 8 条及び第 9 条に定める一部負担金の減免及び徴収猶予(以下「減免等」という。)の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この取扱要綱における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 世帯収入 世帯主(擬制世帯主を含む。)及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者である世帯員の収入額合計をいう。

(2) 生活保護基準 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定の適用があるものとして同法第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる扶助について同法第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した需要の額の合計額をいう。

(規則第 8 条第 1 項第 1 号の災害)

第 3 条 規則第 8 条第 1 項第 1 号の「災害」は、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害をいう。

(規則第 8 条第 1 項第 1 号アの障害)

第 4 条 規則第 8 条第 1 項第 1 号アの「障害」は、身体障害者手帳を有する者のうち、その障害の程度が 1 級又は 2 級に該当する場合、または精神障害者手帳を有する者のうち、その障害の程度が 1 級に該当する場合をいう。

(規則第 8 条第 1 項第 1 号イの著しい損害)

第 5 条 規則第 8 条第 1 項第 1 号イの「著しい損害」は、全壊、全焼、大規模半壊、半壊、半焼、火災による水損又は床上浸水をいう。

(規則第 8 条第 1 項第 2 号の世帯収入が著しく減少した世帯)

第 6 条 規則第 8 条第 1 項第 2 号の世帯収入が著しく減少した世帯は、次のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 規則第 8 条第 5 項の規定による申請を行った日（以下「申請日」という。）の属する月の世帯収入の見込額が、平均収入月額（規則第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる事由発生前 1 年間の世帯収入を 12 で除して得た額。）よりも減少していること。

(2) 申請日の属する月の世帯収入の見込額が、生活保護基準に別表の右欄の値を乗じた額以下であり、かつ、申請日時点での預貯金の合計額が生活保護基準に別表右欄の値を乗じた額の 3 箇月分以下であること。

（徴収猶予の申請）

第 7 条 規則第 8 条第 4 項に定める徴収猶予については、急患、その他やむを得ない特別の理由がある者は、規則第 8 条第 5 項に定める申請を行うことができるに至った後、ただちにこれを提出しなければならない。

（減免等の措置を必要とする理由を証する書類）

第 8 条 規則第 8 条第 6 項の減免等の措置を必要とする理由を証する書類とは、次の各号に掲げる区分に応じて定める書類とする。

(1) 規則第 8 条第 1 項第 1 号に該当する場合

- ア 罹災証明書又は被災証明書の写し
- イ 身体障害者手帳又は精神障害者手帳の写し（災害により世帯主又は主たる生計維持者が障害者となった場合に限る。）
- ウ 療養担当医師の意見書
- エ その他市長が必要と認めるもの

(2) 規則第 8 条第 1 項第 2 号に該当する場合

- ア 該当事由に係る事実を証明するもの
- イ 収入状況を証明するもの
- ウ 預貯金の額を証明するもの
- エ 療養担当医師の意見書
- オ その他市長が必要と認めるもの

（減免等の対象となる診療）

第 9 条 規則第 8 条の規定による減免等の対象となる診療は、入院及び外来とする。

（減免等の審査）

第 10 条 市長は、規則第 8 条第 5 項の規定による申請を受理したときは規則第 8 条及びこの要綱に基づき審査し、必要がある場合は国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 113 条及び第 113 条の 2 の規定に基づき、実態調査、聞き取り調査、その他の方法により調査を行い、申請内容が事実と相違ないことを確認するものとする。

(減免・徴収猶予証明書の交付)

第 11 条 規則第 8 条第 7 項の国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予証明書(以下「証明書」という。)は、月単位、被保険者単位、保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)単位で交付するものとする。

2 前項の証明書の交付は、月単位の更新により行うものとする。市長は、減免等の更新時、必要に応じて第 8 条の規定による書類を提出させることとする。ただし、病状等により月単位での更新手続きが困難な場合は、この限りでない。

(保険医療機関等における証明書の提示)

第 12 条 一部負担金の減免等の措置を承認された者が、保険医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該保険医療機関等に第 11 条の規定による証明書を提示しなければならない。

(徴収猶予)

第 13 条 規則第 8 条第 4 項の規定による一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者は、市長が定める期間内に、当該徴収猶予に係る一部負担金に相当する額を納付しなければならない。

別表

対象期間	減免基準
平成 30 年 9 月 30 日まで	11/10
平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日まで	990/885
令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで	990/870
令和 2 年 10 月 1 日以降	1,155/1,000

(附則)

この取扱要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この取扱要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。